

#### 4. 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定

「2. 居住誘導を図るべき候補区域の抽出」及び「3. 都市機能の誘導を図るべき候補区域の抽出」を踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を以下のように設定します。

区域の設定に際しては、都市再生法第 81 条第 11 項、同法施行令第 22 条の規定、及び都市計画運用指針を踏まえ、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、浸水想定区域、工業専用地域・工業地域、工業団地・卸センターを居住誘導区域に含めない区域としました。

誘導区域を設定すると、届出や誘導施設による支援措置等の適用が発生することから、明確な区域境界とするため、地形地物、用途地域の境界を基本に設定しました。

表 5 居住誘導区域・都市機能誘導区域の面積と人口

		面積(ha)	用途地域に占める割合(%)	用途地域に占める割合(%) (工業系は除く)	平成27(2015)年		平成42(2030)年	
					人口	人口密度 (人/ha)	人口	人口密度 (人/ha)
まちなか居住区域 (居住誘導区域)	横手	316.2	18.8	20.8	8,816	27.9	7,279	23.0
	十文字	124.8	7.4	8.2	3,378	27.1	2,942	23.6
	合計	440.9	26.2	29.0	12,194	27.7	10,220	23.2
中心拠点区域 (都市機能誘導区域)	横手	123.0	7.3	8.1	-	-	-	-
副拠点区域 (都市機能誘導区域)	十文字	24.9	1.5	1.6	-	-	-	-
都市機能誘導区域	合計	147.9	8.8	9.7	-	-	-	-

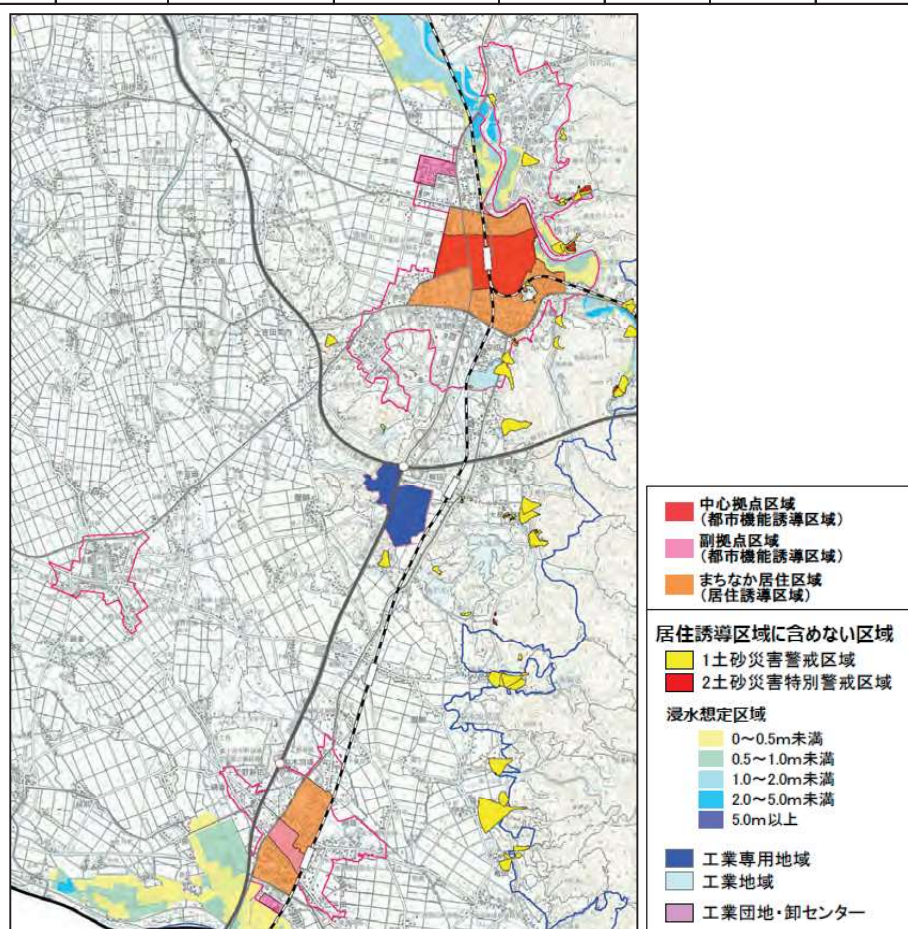


図 20 居住誘導区域・都市機能誘導区域





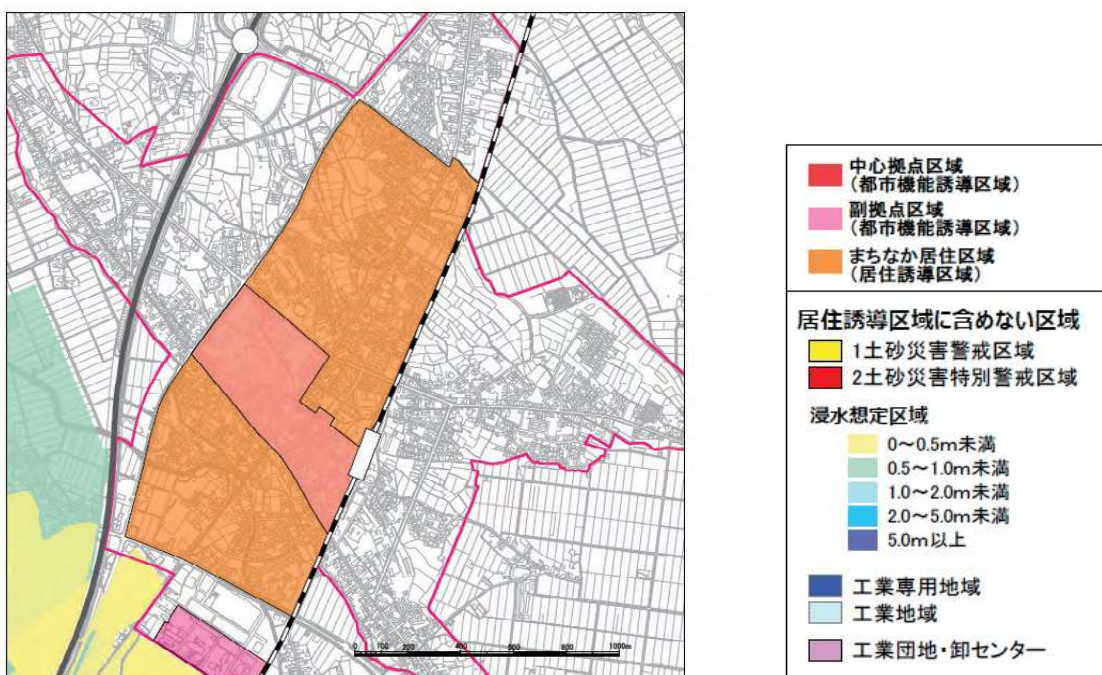
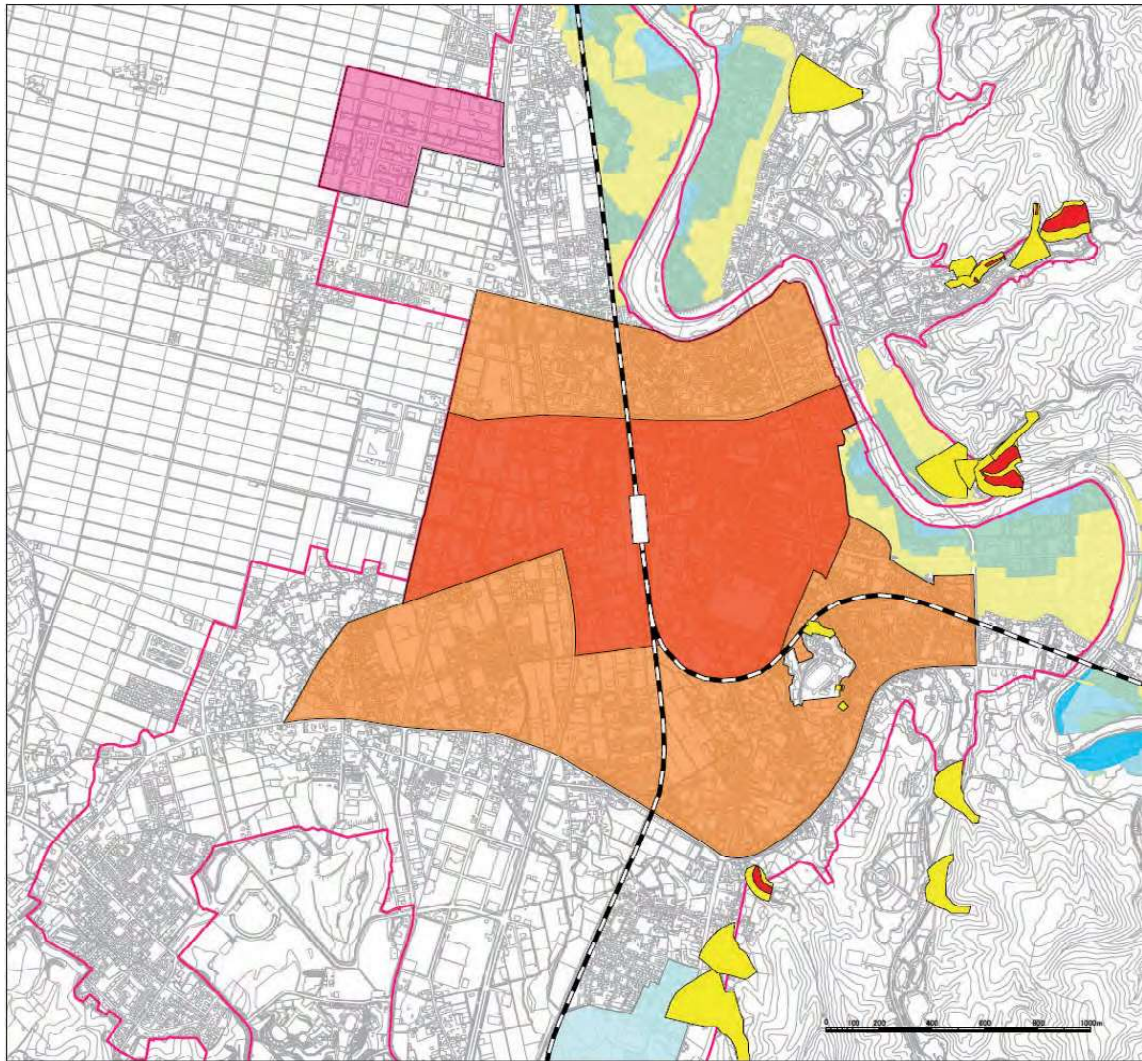


図 21 居住誘導区域・都市機能誘導区域【副拠点区域】